

修正箇所は下記のとおりです。

P286「2 就業規則の作成依頼を例にすると」から2行目

誤	…… <u>社会保険労務士、行政書士、司法書士、税理士、弁護士、公認会計士</u> などにこれらの規則等の作成を業務として依頼することができます。
正	…… <u>社会保険労務士、弁護士</u> にこれらの規則等の作成を業務として依頼することができます。

読者の皆様、関係者の皆様にお詫びを申し上げるとともに訂正いたします。